

旧	新
<p>1条(定義) 本会則に同意され、本会則第6条により入会手続き及び「株式会社コナミススポーツクラブ」(以下「会社」といいます)による審査が完了し、<u>本会則第10条により会員資格を取得された方を、「コナミススポーツクラブ」(以下「本クラブ」といいます)の会員(「コナミススポーツクラブ会員」を指し、以下、単に「会員」といいます)とします。</u></p>	<p>削除</p>
<p>第2条(目的) 本クラブは、<u>会員が本クラブの施設を構成する各種サービスゾーン(以下「諸施設」といいます)を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。</u></p>	<p>第1条(目的) コナミススポーツクラブ(以下「本クラブ」といいます。)は、<u>会員(本会則第4条所定の手続きを経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じです。)</u>が本クラブの施設を構成する各種サービスゾーンを利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの振興を図ることを目的とします。</p>
<p>第3条(管理運営) <u>本クラブの全ての施設は、会社が経営し、会社は管理運営にあたる事務所を各施設内におきます。</u></p>	<p>削除</p>
<p>第4条(会員制) 1. 本クラブは、<u>会員制とします。</u> 2. 会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別に定めます。 3. 会員が、<u>本クラブを利用するときは、利用する施設に会員証を提示いただきます。</u></p>	<p>第2条(会員制) 1. 本クラブは、<u>会員制とします。</u> 2. 会員による本クラブの利用範囲、条件、<u>および施設運営システム(会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。)</u>については、別に定めます。 3. 会員が本クラブを利用するときは、<u>利用する施設に会員証(一部施設にあつては、これに加えて、静脈情報等の会員本人であることを確認するための情報)を提示します。</u></p>
<p>第5条(入会資格) 1. 本クラブの入会資格は、次のとおりとし、本クラブに入会いただける方とは、これらの項目全てを満たす方とします。 (1)各会員種別において別途定める資格を満たす方。 (2)本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。 (3)本会則に同意いただいた方。 (4)暴力団関係者でない方。 (挿入) (5)過去に会社より除名等の通告を受けていない方。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、再入会資格を認めることがあります。 (6)会社が別途定める審査手続きにおいて入会資格が認められた方。 2. 会員は、会社に対し、現在または将来にわたって、自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力等」といいます)に該当しないことを保証します。 ア. 暴力団 イ. 暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む) ウ. 暴力団準構成員 エ. 暴力団関係企業 オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ カ. その他前各号に準ずるもの 3. 会員は、会社に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。 4. 会員は、会社に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。 5. 会員は、会社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。 ア. 暴力的な要求行為 イ. 法的な責任を越えた不当な要求行為 ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ. 風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の義務を妨害する行為 オ. その他前各号に準ずる行為 6. 会社は、<u>会員が本条の一にでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および/または、会則を含む会社と会員との間の契約一切を解除することができます。</u></p>	<p>第3条(入会資格) 1. 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。 (1)各会員種別において別途定める資格を満たすこと。 (2)本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。 (3)本会則に同意いただくこと。 (4)暴力団関係者でないこと。 (5)刺青(ファッションタトゥーを含みます。)をされていないこと。 (6)過去に本クラブより本会則に基づく契約を解約されていないこと。ただし、解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、再入会資格を認めることがあります。 (削除) 2. 会員は、<u>本クラブに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」といいます。)</u>に該当しないことを保証します。 (1)暴力団 (2)暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む) (3)暴力団準構成員 (4)暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者 (削除) (5)その他前各号に準ずるもの 3. 会員は、<u>本クラブに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。</u> 4. 会員は、<u>本クラブに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。</u> 5. 会員は、<u>本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。</u> (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を越えた不当な要求行為 (3)取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為 (削除)</p>

旧	新
<p>第6条(入会手続き) 1. <u>本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込手続きを行っていただきます。</u> 2. <u>前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め了承いただきます。</u> (新設) 3. <u>未成年の方が入会しようとするときは、会社が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとしします。</u> 4. <u>前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。</u></p>	<p>第4条(入会手続) 1. <u>本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本クラブによる審査を受けたい、本クラブが承諾したときに、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。なお、利用開始日は別に定めます。</u> 2. <u>前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。</u> 3. <u>会員は、入会后、本クラブから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとしします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第7条第1項に定める諸費用を支払います。</u> 4. <u>未成年の方が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員であるか否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとしします。</u> 5. <u>未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。</u></p>
<p>第7条(届け出内容変更手続き) 1. <u>会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。その後に変更があった場合も同様です。</u> 2. <u>会社より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとしします。</u></p>	<p>第5条(届出内容変更手続) 1. <u>会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。</u> 2. <u>会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとしします。</u> 3. <u>本クラブより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとしします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が延着または届かなかった場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。</u></p>
<p>第8条(個人情報保護) 1. <u>会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。</u> 2. <u>会員は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。会社は、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。</u></p>	<p>第6条(個人情報保護) <u>本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護方針」および「お客さまの個人情報取扱いに関するお知らせ」にしたがって管理します。</u> (削除して、前条に移動)</p>
<p>第9条(諸費用) 1. <u>会員種別毎の諸費用は、別に定めます。</u> 2. <u>会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じてそれぞれの諸費用を払い込むものとしします。</u> 3. <u>会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、自らが所属する会員種別において必要となる諸費用を支払うものとしします。</u> 4. <u>一旦納入いただいた諸費用は、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合を除き、返還できません。</u></p>	<p>第7条(諸費用) 1. <u>会員種別毎の会費を含む諸費用(以下「諸費用」といいます。)は、別に定めます。</u> 2. <u>会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて本クラブが指定する方法および手段により、それぞれの諸費用を払い込むものとしします。</u> 削除 3. <u>一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは本クラブが認める理由がある場合を除き、返還しません。</u></p>
<p>第10条(会員資格の取得) <u>第6条の入会手続きを行った後、会社が別途定める審査手続きが完了して、入会手続き時に定めた利用開始日(以下「利用開始日」といいます)が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。</u></p>	<p>削除</p>

旧	新
<p>第11条(会員資格の相続・譲渡) 本クラブの会員資格は、他の方に相続・譲渡できません。</p>	<p>第8条(会員たる地位の相続・譲渡) 本クラブの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。</p>
<p>第12条(その他会員以外の施設利用) 会社は、特に必要と認められた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。</p>	<p>第9条(会員以外の施設利用) 本クラブは、特に必要と認められた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。</p>
<p>第13条(諸規則の遵守) 会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ(以下「施設スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。</p>	<p>第10条(諸規則の遵守) 会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則<u>その他本クラブの定める</u>諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ(以下「施設スタッフ」といいます。)の指示に従うものとします。</p>
<p>第14条(禁止事項) 会員は、<u>本クラブ内および本クラブ近隣地域にて</u>次の行為をしてはいけません。 (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。 (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。 (3) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。 (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。 (5) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。 (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。 (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。 (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。 (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。 (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。 (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。 (12) 本クラブ内の秩序を乱す行為。</p> <p>新設 新設</p> <p>(13) その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。</p>	<p>第11条(禁止事項) 会員は、次の行為をしてはいけません。 (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます。)や施設スタッフ、<u>本クラブ</u>を誹謗、中傷すること。 (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。 (3) 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為。 (4) 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。 (5) 本クラブの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。 (6) 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。 (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。 (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。 (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。 (10) 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。 (11) 高額な金銭、物の館内への持ち込み。 (12) <u>本クラブの施設内</u>の秩序を乱す行為。 (13) 自らの会員証を他人に貸与したり、使用させる行為。 (14) <u>他の会員の会員証を、当該会員の承諾を得たか否かにかかわらず、使用する行為。</u> (15) その他、<u>本クラブ</u>が会員としてふさわしくないと認める行為。</p>
<p>第15条(損害賠償責任免責) 1. 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。 2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、会社は、会社に故意または<u>重大な</u>過失がある場合を除き、一切関与いたしません。</p>	<p>第12条(損害賠償責任免責) 1. 会員が本クラブの施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、<u>本クラブ</u>は、<u>本クラブ</u>に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。 2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、<u>本クラブ</u>は、<u>本クラブ</u>に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。</p>

旧	新
<p>新設</p>	<p>第13条(持込物に関する責任) 1. <u>本クラブは、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。</u> 2. <u>本クラブは、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。</u> 3. <u>本クラブは、会員が施設に放置した物に関する一切の権利を放棄したものと見なします。ただし、次の各号に定めるものを除きます。</u> (1)現金及び有価証券 (2)その価額又はその合計額が一万円以上であると明らかに認められる物 (3)建物又は自動車の錠を開くことに用いられる鍵、カードキーその他これらに類する物 (4)携帯電話用装置 (5)運転免許証、健康保険の被保険証、在留カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、個人の身分若しくは地位又は個人の一身に専属する権利を証するもの (6)預貯金通帳若しくは預貯金の引出用のカード又はクレジットカード (7)動物 (8)テニスラケット、ゴルフクラブその他これらに類似する器具 (9)当該物又はその付属物に記載又は付加した情報により、その所有者又は占有者が識別できる物</p>
<p>第16条(会員の損害賠償責任) 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。</p>	<p>第14条(会員の損害賠償責任) 会員が本クラブの施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、<u>本クラブまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。</u></p>
<p>第17条(会員資格喪失) <u>会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。</u> (1)第19条に定める退会手続きが完了したとき。 (2)第20条により会社に除名されたとき。 (3)会員本人が死亡されたとき。 (4)第21条により、利用できる施設の全部が閉鎖された場合で、かつ、他の施設を利用できる会員種別等に変更する手続きを行わなかったとき。 (5)破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき。または任意整理の申し出があったとき。 (6)所定の入会申込手続きおよび審査手続きが完了し、利用開始日が到来して会員資格を得たにも関わらず、利用開始日の翌日から所定の期間内に利用を開始しないとき。</p>	<p>削除</p>
<p>第18条(休会) 本クラブの一部の会員種別においては、休会制度があります。</p>	<p>第15条(休会) 本クラブの一部の会員種別においては、休会制度があります。</p>
<p>第19条(退会) <u>会員は、自己都合により退会するときは、会社が定めた期日までに、会社所定の書面により手続きを完了していただく必要があります。会社は、退会手続きが完了するまで、諸費用を請求する権利を有します。</u></p>	<p>第16条(退会) <u>会員は、自己都合により退会するときは、本クラブが定めた期日までに、本クラブ所定の書面により手続きを完了することにより、当月の末日(以下「退会日」といいます。))をもって退会できるものとします。なお、会員は本クラブに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。</u></p>

旧	新
<p>第20条(会員に対する除名処分) 次の各号に該当する場合、会社は、その会員に対して警告あるいは本クラブから除名することができます。</p> <p>(1) 第5条の入会資格を喪失したとき。</p> <p>(2) 本クラブの会則および諸規則に違反したとき。</p> <p>(3) 第22条(ただし、同条第4号なお書きを除きます)に該当したとき。</p> <p>(4) 支払方法の設定が確認できないとき(会員が支払方法を設定した後に、その支払方法が利用できなくなったときも同様とします)。</p> <p>(5) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>(6) 法令に違反したとき。</p> <p>(7) その他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。</p> <p>新設</p>	<p>第17条(施設の利用制限・禁止、契約解約)</p> <p>1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本クラブの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第7条第1項に定める諸費用を支払います。</p> <p>(1) 第3条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき。</p> <p>(2) 本会則その他本クラブの定める諸規則に違反したとき。</p> <p>削除</p> <p>(3) 支払方法の設定が確認できないとき(会員が支払方法を設定した後に、会員の責めにより、その支払方法または手段が利用できなくなったときも同様とします)。</p> <p>(4) 諸費用の支払いを連続して二ヶ月怠ったとき。</p> <p>(5) 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。</p> <p>(6) 第4条に定める利用開始日以降、一度も利用がない期間が1年以上継続した場合。</p> <p>(7) 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。</p> <p>(8) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。</p> <p>(9) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。</p> <p>(10) 妊娠していることが判明したとき。</p> <p>(11) 法令に違反したとき。</p> <p>(12) その他、本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。</p> <p>2. 前項に基づき本クラブが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責めを負わないものとします。</p>

旧	新
<p>第21条(施設の一時的閉鎖・一時的休業) 新設</p> <p>次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。</p> <p>(1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。</p> <p>(2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。</p> <p>(3) 定期休業等による場合。</p> <p>(4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないと会社が判断したとき。</p> <p>(5) 新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p>	<p>第18条(施設の休業および閉鎖)</p> <p>1. 本クラブは、施設毎に定期休業日を設定することができます。</p> <p>2. 本クラブは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本クラブの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。</p> <p>(1) 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。</p> <p>(2) 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。</p> <p>(3) 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分(不利益処分を含みます。)、行政指導もしくは命令等があったとき。</p> <p>(4) 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。</p> <p>(5) その他、本クラブが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。</p> <p>3. 前二項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。</p> <p>4. 本クラブは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。</p>
<p>第22条(利用の禁止)</p> <p>次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。</p> <p>(1) 暴力団関係者であることが判明した場合。</p> <p>(2) 刺青、タトゥーがあることが判明したとき。</p> <p>(3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。</p> <p>(4) 過去に会社より除名の通告を受けていたことが判明した場合。なお、除名された際の原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、施設利用を認めることがあります。</p> <p>(5) 第14条各号で禁止される行為を行ったとき。</p> <p>(6) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(7) 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員(但し、会社が特に認めた場合を除きます)</p> <p>(8) 入会申込時から一度も会社に対し本人確認情報が提示されていないとき。</p>	<p>削除。第17条に統合。</p>
<p>第23条(利用の制限)</p> <p>次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。</p> <p>(1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。</p> <p>(2) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。</p> <p>(3) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。</p> <p>(4) 妊娠されていることが判明したとき。</p> <p>(5) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。</p>	<p>削除。第17条に統合</p>

旧	新
<p>第24条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)</p> <p>1. 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。</p> <p>2. 前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、会社は、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。</p>	<p>第19条(諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)</p> <p>本クラブは、本会則に基づいて会員が負担する諸費用、利用範囲、条件および施設運営システムについて、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して原則として1ヶ月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。</p>
<p>第25条(会則の改定)</p> <p>会社は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、会社は一ヶ月前までに告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。</p>	<p>第20条(会則の改正)</p> <p>原則として本クラブは1ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。</p>
<p>第26条(告知方法)</p> <p>本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示とします。</p>	<p>第21条(告知方法)</p> <p>本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。</p>
<p>第27条(法人会員契約に基づくコナミスポーツクラブ会員に関する附則)</p> <p>自らが所属する法人、健康保険組合等と会社との法人会員契約(以下「法人契約」という)に基づく会員においては、上記に加え以下各号が適用されます。</p> <p>(1) 第5条(入会資格)について、同条第1項各号以外に、自らが所属する法人、健康保険組合等が会社と法人契約を締結した時点で入会資格が与えられ、第6条(入会手続き)の定めにより手続きを終えた後に、第10条(会員資格の取得)の定めにより会員資格を取得します。</p> <p>(2) 第17条(会員資格喪失)に定める他、法人契約が終了した場合にも、会員資格を喪失することになります。</p> <p>(3) 第24条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)第1項および第2項以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。</p>	<p>第22条(法人会員契約に基づくコナミスポーツクラブ会員に関する附則)</p> <p>自らが所属する法人、健康保険組合等と本クラブとの法人会員契約(以下「法人契約」といいます。)に基づく会員においては、上記に加え以下の各号が適用されます。</p> <p>(1) 第3条(入会資格)について、同条第1項各号の他、自らが所属する法人、健康保険組合等が本クラブと法人契約を締結していることが追加されます。</p> <p>(2) 第19条(諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について)以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。</p>
<p>第28条(登録会員に関する附則)</p> <p>登録会員会則は、2013年7月31日をもって廃止され、2013年8月1日時点で登録会員である方は、以後、本会則が適用されます。</p>	<p>削除</p>